

KOBEグローバル人材アライアンス制度 登録企業募集要領

1. 概要

KOBEグローバル人材アライアンス制度は、グローバル人材の紹介及び派遣を業としている企業と神戸市が協定を締結して、市内企業へのグローバル人材の紹介及び派遣を行い、市内企業の海外ビジネスを後押しする制度である。

2. 業務期間

令和元年9月1日から令和2年3月31日(原則1年毎の自動更新)

3. 情報提供項目

登録企業は、市内企業が参考とするため、以下の項目を神戸市指定のサイトに情報提供することとし、神戸市は、本内容を神戸市主催のイベント等で市内企業に対して広く案内できるものとする。

- ・企業概要
- ・人材紹介及び派遣料金の目安
- ・紹介及び派遣可能な人材例
- ・対応可能な国及び地域
- ・早期退職時の返金制度
- ・優遇措置の内容(優遇措置が無い場合は不要)
- ・連絡先(担当者名も記載すること)

4. 費用

人材紹介及び派遣に係る費用については、市内企業から登録企業へ直接支払うものとし、神戸市は関与しない。

5. 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当するもの

- ① 有料職業紹介及び派遣の登録があること
- ② 日本国内に活動拠点があり、担当者が常駐していること
- ③ 過去3年間に人材紹介及び派遣業務に関して重大な法令違反がないこと
- ④ 海外に1ヶ所以上拠点を有し、人材関連業務の事業を実施していること
- ⑤ グローバル人材の紹介及び派遣実績を(合算で)5件以上(過去3ヶ年平均)有していること
- ⑥ 法人格を有すること

また、下記の何れかに該当する場合は対象外とする

- ①代表者又は役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- ②会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている団体
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体
- ④租税公課の滞納がある団体
- ⑤銀行取引停止処分を受けている団体
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- ⑦地方自治法第167条の4の規定に該当する団体
- ⑧本市から指名停止措置を受けている団体

6. 公募スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 令和元年7月1日(月) | 募集要領配布開始 |
| 令和元年7月31日(水) | 提出期限 (17時までに郵送又は持参により必着) |
| 令和元年8月上旬 | 応募資格を確認の上、結果を通知 (登録候補先の決定) |
| 令和元年8月中旬 | 協定締結に向けた調整 |
| 令和元年8月下旬 | 協定締結 |

7. 応募書類 (原本1部、副本1部)

- ①登録企業応募申請書 (様式1)
- ②その他様式1に掲げる添付書類
- ③応募資格回答書 (様式2)
- ④暴力団等の排除に関する誓約書 (様式3)

(お問い合わせ先・応募関係資料配布・応募書類受付場所)

神戸市経済観光局経済政策課内 神戸市海外ビジネスセンター

所在：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5-1-14

神戸商工貿易センタービル4階

担当：中村、大前

電話：078-231-0222 / F A X : 078-231-0256

Email : asia-biz@office.city.kobe.lg.jp

※お越しになる際には、事前にご連絡をお願い致します。